

[各論 I] 個人向け増税の目立つ 2018年度税制改正

片桐 正俊

中央大学名誉教授

2018年度税制改正の特徴

2018年度税制改正は、安倍政権の働き方改革と関わらせての所得税の見直し（給与所得控除縮減、公的年金等控除縮小、基礎控除拡充等）による高所得会社員増税やたばこ増税、国際観光旅客税や森林環境税の創設等の個人向け増税と、アベノミクス再加速化のための賃上げや設備投資の拡充等での法人減税、中小企業の設備投資促進減税や事業承継税制の拡充等の企業向け減税を目玉とした、昨年度同様抜本改革先送りの税制改正に終わった。そして、2018年度税制改正による、国税と地方税の増減収見込額を合せてみると、全体で約2800億円の増税となる。

では、2018年度税制改正は、なぜこのような抜本改革のない税制改正となったのか。消費税に関しては、10%への税率引上げが2度も延期されたが、安倍自公政権は、2017年10月の衆議院選挙において、2019年10月消費税率を10%に引き上げ、見込まれる税収増5.6兆円のうち、これまで借金返済に充てることにしていた1.7兆円を教育無償化に充てる消費増税使途変更を内閣支持率回復の梃子として公約し、選挙に勝利した。借金返済予定額1.7兆円は穴の開いたままである。また、2019年10月消費税率10%引上げに際し、食料品等に軽減税率8%を適用するため財源が約1兆円必要だが、約6000億円の穴埋め財源確保の目

処も立っていない。消費税に関しては、これらの課題を残している。

法人税に関しては、アベノミクス推進と企業の国際競争力強化の観点から、法人税率の引下げ等の大きな税制改正は既に行われており、国税と地方税を合せての法人実効税率は30%を切っており、2018年度には29.74%に引き下げられることが決っている。

もう1つの基幹税である所得税に関しては、政府税制調査会は、ここ数年所得再分配機能の回復を目指しての議論を行ってきた。しかし高所得者に有利な所得控除から低所得者に有利な税額控除への転換や共働きに有利な夫婦控除の導入といった抜本改革は具体的には提案されていない。提案されたのは、給与所得控除の上限引下げや配偶者控除の見直しといった高所得の会社員に負担を求める提案である。2018年度税制改正の指針となる2017年の政府税調中間報告においても、抜本改革の提案はなく、特定の働き方等による収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除といった「所得計算上の控除」から、どのような働き方等による所得にでも適用される基礎控除等の「人的控除」に負担調整のウェイトをシフトさせていくことが適当であるとの考え方が示されている。政府の「平成30年度税制改正の大綱」もこの考えを踏まえて、具体化されている。

さて、2018年度税制改正は全体として2800億円の増税となったが、その特徴は個人向けの増

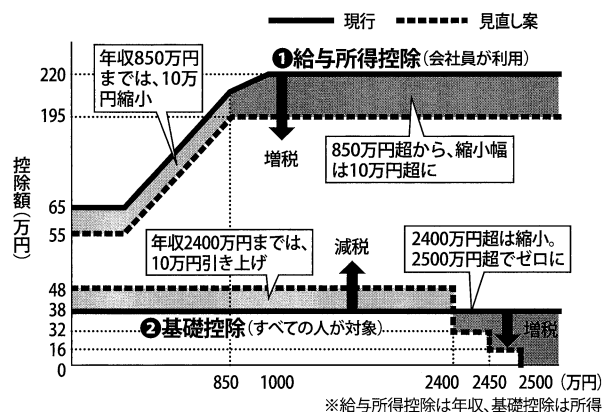
税である。どういふ政治力学が働いてそうなったのか。2017年10月の総選挙で勝利した安倍政権は、2018年度に国政選挙がないこと、また2019年10月からの消費税率10%への引上げ時に食料品等に適用する軽減税率の財源を確保する必要に迫られていること等から増税路線に舵を切ったのである。しかも、アベノミクス加速化の観点から法人増税は考えられず、個人増税に照準を合せた。年収850万円超の会社員への所得増税で900億円、たばこ増税に伴う税収増2500億円で3400億円もの税収増を確保し、消費税軽減税率導入で生じる1兆円の減収分のうち穴埋め財源を確保できていない6000億円の半分以上を確保できることとなった。その他個人をターゲットとした国際観光旅客税と森林環境税を創設した。前者で約400億円、後者で約600億円の税収を確保する見込みである。いずれにせよ、相次ぐ個人増税は消費者心理を冷やしかねず、景気回復への悪影響が懸念される。

以下、個人向け増税となった、(1)所得税3控除(給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除)の見直し、(2)たばこ増税、(3)国際観光旅客税の創設、(4)森林環境税の創設について検討し、その上で企業向け減税となった、(5)賃上げ・設備投資優遇税制、(6)中小企業優遇税制、(7)事業承継税制について検討する。

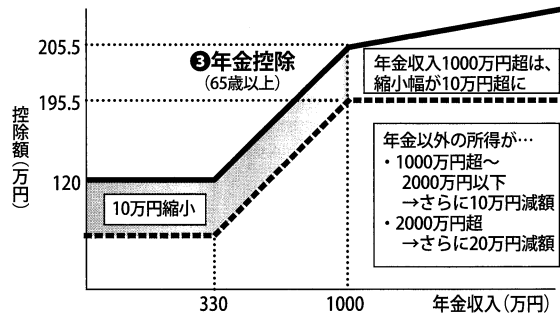
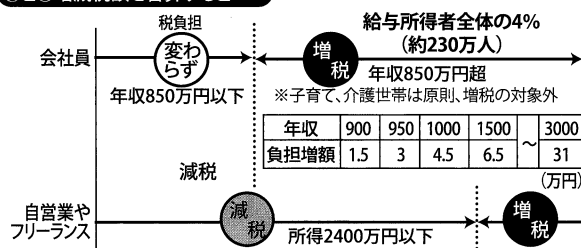
給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替とこれら3控除の見直し

- 〈1〉働き方の多様化を受けて、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を38万円から48万円へ一律10万円引き上げる。
- 〈2〉給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除を見直す。
 - ①給与所得控除の改正：給与収入が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げる。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じな

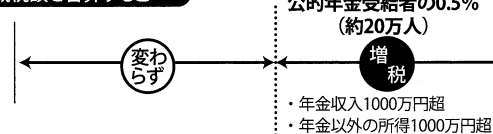
図1 所得税改革のイメージ



①と②増減税額を合算すると…



②と③増減税額を合算すると…



(出所)『読売新聞』(朝刊) 2017年12月15日付。

い措置を講ずる。

- ②公的年金等控除の改正：公的年金等収入が1000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設ける。公的年金等以外の所得金額が1000万円超の場合は、控除額を引き下げる。
- ③基礎控除の改正：合計所得金額2400万円超で控除額が逡減を開始し、2500万円超で消失する仕組みとする。

2018年度税制改正における所得税見直しの内容概要は以上の通りであり、それを図で示すと図1のようになる。

所得税見直しの結果、会社員や高齢者の負担はどうなるのか。年収850万円以下の給与所得者は、給与所得控除が10万円減り、基礎控除が10万円増えるので負担は変わらない。年収が850万円を超えると、図1に示されるように年収900万円で年1.5万円、1000万円で4.5万円、3000万円で31万円の増税となる。給与所得者約230万人(全体の4%)が増税となる。

一方フリーランスや個人請負などで働く人は、給与所得控除は受けられないが、基礎控除が10万円引き上げられるので年収2400万以下なら減税となる。給与所得控除を受けられないフリーランスや個人請負で働く人が増え続けているので、会社員と公平な所得税制にするものであり、働き方の多様化への対応と一応は評価される。

年金受給者の負担はどう変わるのか。図1を見てみよう。65歳以上の高齢者は少なくとも120万円の公的年金等控除を受けられる。公的年金等控除は10万円引き下げられるが、基礎控除が10万円引き上げられるので大半の年金受給者の負担は変わらない。ただし、年金収入だけで1000万円を超える高齢者(全国に約3000人)は、公的年金等控除が195.5万円で頭打ちとなり縮小幅が10万円超になってしまうので増税となる。また、年金以外の所得が1000万円を超える高齢者は、公的年金等控除額がさらに10万円引き下げられ、2000万円を超える高齢者はさらに20万円引き下げられるので、増税となる。増税の対象となる公的年金受給者は全国に約20万人(全体の0.5%)いる。

所得税見直しの概要は上述の通りであるが、3点問題を指摘しておきたい。

第1に、現行所得税制の最大の課題は、所得再分配機能を回復させるための抜本改革を実行することであるが、そうはならなかった。2019年10月の消費税率引上げ時の軽減税率導入財源の確保を最重要視し、所得税見直しによる増税対象を850万円まで引き下げたが、ここ数年所得再分配機能の回復を唱えながら、実質的には給与所得控除の縮減や配偶者控除の見直しによる負担増を高所得の会社員に強いてきたのと同様の措置にと

どまるものである。会社員の年収850万円層は、富裕層というより上位中間層といってもよい所得層であり、その所得層の働く意欲への影響が逆に懸念される。

第2に、給与所得控除は、会社員の所得課税には事業所得や農業所得のように必要経費の実額控除が認められていないこともあって設けられており、いわゆるクロヨン問題が解消したことが実証されていないのに、事業者や農業者の所得把握を全然問題にせず、ただ財源確保の水準を先に決めて給与所得控除をご都合主義的に縮減するのはいかがなものか。

第3に、年金収入が1000万円を超える高齢者の公的年金等控除は縮小するが、働く高齢者の給与所得控除との二重取り問題は残ったままである。

紙巻きたばこと加熱式たばこの増税と負担格差縮小

紙巻きたばこと加熱式たばこの税額が2018年10月から段階的に引き上げられる。その狙いは、1つは2019年10月からの消費税率10%への引上げ時の軽減税率財源確保のためであり、もう1つは紙巻きたばこと加熱式たばこの税負担格差を縮めるためである。

紙巻きたばこは2010年10月に1本3.5円引き上げており、8年ぶりの増税である。国及び地方のたばこ税の税率を1本当たり3円引き上げる。2018年10月1日より1本当たり1円ずつ3段階に分けて実施する。4年で1箱(20本入り)60円の増税となる。紙巻きたばこの税込み価格は、現在の1箱440円から500円に上がる。

加熱式たばこは現在重量1グラムを紙巻き1本と換算するため、主力3製品で1箱2~15グラムの加熱式たばこは紙巻きたばこより税額が少なくなっている。たばこの小売価格は加熱式も紙巻きも同じだが税負担に大きな差がある。2018年度改正では、加熱式たばこの税額を重量と小売価格で基本的に算出する課税方式に変える。2022年度ま

で5年かけて段階的に増税して行き、たばこの小売価格が同じならば加熱式の税額が紙巻きの税額の7-9割になるようにする。

国際観光旅客税の創設

訪日観光を経済成長のエンジンとしたい安倍政権の意向を踏まえて、急増する訪日客をさらに呼び込むための観光振興策の財源を国際観光旅客税の創設に求めることになった。2019年1月7日から日本を航空機や船で出国する旅客に1人1回1000円の負担を求める国際観光旅客税が導入される。この税は、航空機や船舶の運賃に上乗せして徴収され、年間400億円程度の税収が見込まれている。使い道としては、出入国手続きの円滑化、海外での誘致宣伝強化、地域観光資源の整備等が想定されている。

この税収は一般会計に入れて上記のような観光関連の政策に配分される予定であるが、すでに国全体で3000億円規模の観光予算がついているので、観光以外の政策に多く使われてしまうのではないかと懸念もある。また、訪日客対策が主目的なら、なぜ日本人の海外出国者にまで負担を求めるのかという疑問も出されている。

森林環境税の創設

現在東日本大震災からの復興などを目的に、年間1000円を個人住民税に上乗せして徴収しているが、2023年度に期限を迎える。この貴重な財源を手放したくないのか、2024年度から森林整備の財源に充てるためとの宗旨替えをして、個人住民税に年1000円を上乗せして徴収する「森林環境税」が創設されることになった。課税対象は約6000万人で年間税収は約600億円と見込まれる。徴収した税金は、既存の特別会計に入れた上で、森林環境譲与税として、私有林の面積や林業従事者数などに応じて市町村や都道府県に配分される。それを各自治体は、間伐による林道整備や放置森林の整備の費用に充てる。

ただ、森林環境や水資源の保全を目的とした税金は、すでに37府県と横浜市が個人住民税に年300～1200円を上乗せして徴収しているの、同じ目的の税を国と地方が二重課税することになるとの批判が起っている。

賃上げ・設備投資優遇税制

大企業は、平均給与等支給額が対前年度比で3%以上増やすほか、減価償却費総額の90%以上の設備投資を行う場合に、給与総額が前年度から増えた分の15%を、法人税から税額控除してもらえる。さらに社員教育などの人材投資額を直近2年間の平均の1.2倍以上に増やせば、給与総額増加分の5%が上乗せされ、20%まで税額控除が認められる。

中小企業は、設備投資要件が入っておらず、平均給与等支給額が対前年度比1.5%以上増加した場合、給与総額増加分の15%を税額控除してもらえる。社員教育でも、15%の控除に10%分を上乗せして、最大で25%まで税額控除が受けられる。

この他に、情報連携投資等促進優遇税制も導入する。AI（人工知能）やIoT分野などの先進技術に投資した企業は、投資額の3%の税額控除が受けられるようになる。

一方、大企業について、所得が前期の所得以下の一定の事業年度を除き、平均給与支給額が前年度を下回る場合や設備投資額が減価償却費総額の10%を下回る場合には、研究開発税制その他の一部の税額控除が受けられなくなる。

さて、こうした政策は果して成功するのだろうか。税制によって賃上げを後押しする政策は2013年度から続けられており、2018年度税制改正で4回目の見直しとなる。アベノミクスで企業業績は回復しているが、内部留保は積み上がるばかりで、今や400兆円を超える状態になっていて、賃上げや投資は政府が期待するほどには進んでいない。今回の賃上げや設備投資を促す法人減税も、3年間の時限立法だけに、賞与や手当で全体の給与

が3%増えれば優遇税制の適用が受けられるので恒久的な基本給引上げにまで至らないのではないかと。また、賃金が上がったとしても、大企業の中高年社員の賃金が一番上がりそうであるが、給与所得控除の縮減により850万円以上が増税になるので、850万円超の所得層では上がった賃金の一部が税として国に吸い上げられる可能性もあり、政策的に矛盾する面もある。賃上げで消費を活性化し、「経済の好循環」が生まれることを安倍政権は期待しているが、仮に高所得者に3%の賃上げが実現しても給与所得控除の縮減に妨げられる可能性があり、消費の活性化に果たしてうまくつながるのか疑問である。

中小企業の事業承継税制

経営者が60歳以上で後継者が決まっていないう中小企業が127万社（日本の全企業の3割）もあり、世代交代を押し進めることが差し迫った課題になっていることから、既存の事業承継税制を拡充することになった。既存の制度は、後継者が受け継いだ会社の株式の3分の2について、8割まで相続税や贈与税の支払いを猶予している。しかし「引き継ぎ後5年間、平均8割の雇用維持」といった厳しい適用条件が付いているために、利用は年約500件（対象企業の約1割）に留まっている。

そこで、2019年1月から10年間の特例として、全株式を100%猶予する。雇用要件も緩和する。また、親族経営の会社で複数の人が株式を相続した場合を考え、猶予の適用対象を筆頭株主だけから、2人または3人に拡大する。ただ、こうした事業

承継税制の拡充によって、円滑な事業承継をどの程度後押しできるのか分らない。

所得再分配機能を回復させるための 所得税抜本改革に取り組むべし！

所得再分配機能の回復のための所得税の抜本改革の必要性はかなり前から政府税制調査会等で認められながら、2018年度の所得税改正の内容も抜本改革とはほど遠い内容のものに留まった。ここ数年所得税改正は、働き方の多様化への対応として給与所得控除の上限引下げや配偶者控除の見直しといった形で高所得の会社員に負担増を求めるものであるが、依然既存の所得税制度の大枠を維持した改正に留まっている。本当に所得税の再分配機能を回復しようと思うならば、また働き方の多様化に対応しようとするならば、共稼ぎ世帯に恩恵のある夫婦控除の導入や所得控除方式よりも低所得者に有利な税額控除方式への転換等抜本的な所得税改革の道筋を明らかにすべきである。また、富裕層は超金融緩和による株価上昇で多額の配当や譲渡益を得ているが、これらの金融所得には20%の所得税しかかかっておらず、所得再分配機能回復の観点からすればこうした優遇措置を是正すべきである。アベノミクス下において、一方でこのような富裕層の優遇措置を放置し、他方で低所得の非正規労働者が増え経済格差が拡大しているのだから、政治家はこの現実を直視し、所得再分配機能の十全な回復のために、所得税の抜本的改革に真剣に取り組まねばならない。

（かたぎり まさとし）

